

年度限定保育事業のご案内

相模原市では、認可保育所等の利用申込数が年々増加しており、保育ニーズの高い地域を中心に施設等の整備を進めていますが、特に1・2歳児については受入枠が不足している状況にあります。一方で、新設保育所では、4・5歳児の利用申込数が少なく、低年齢児が進級した後に埋まる場合が多いため、開設後2年程度は空きが生じる場合があります。

『年度限定保育事業』とは、この空きスペースを活用して、認可保育所等の利用が不可となった1・2歳児を1年度間の期間限定でお預かりする事業です。

年度限定保育事業の概要

(1) 対象児童について

下記全ての要件に当てはまる児童が対象となります。

- 令和5年度の認可保育所等の利用を申請し、利用調整の結果『利用不可』となっていること（転園希望の場合は除く）。
- 年度初日（令和5年4月1日）の前日時点で
1歳児（令和3年4月2日から令和4年4月1日生まれ）または
2歳児（令和2年4月2日から令和3年4月1日生まれ）であること。
- 保護者及び児童が利用開始日時点で相模原市在住であること。
- 保護者が保育を必要とする事由に該当していること。
※保育を必要とする事由については「令和5年度認定こども園・保育所等施設利用申込みのご案内」（以下「ご案内」）の2ページを参照してください。

(2) 利用期間について

利用開始日から令和6年3月31日までの期間

ただし、以下の事由に該当する場合は期間内であっても本事業の利用を継続することは出来ません。

- 認可保育所等の利用申込みを取り下げた場合、または年度途中で認可保育所等の利用が決定した場合
※令和5年度の利用申込みは、取り下げを行わない限り令和6年3月末まで有効です。
- 「保育を必要とする事由」が消滅した場合や「支給認定の有効期間」が終了した場合
※支給認定の有効期間については、市から送付された「子どものための教育・保育給付支給認定（変更）通知書（以下「認定通知書」）でご確認ください。
※認定通知書の記載内容に変更が生じた場合、または有効期間が終了する場合は、「子どものための教育・保育給付支給認定変更申請書兼変更事項届出書」に保育を必要とする事由別の必要書類（ご案内の6ページを参照）を添付し、実施保育施設に提出してください。

(3) 利用料について

①基本保育料

世帯ごとの市民税額により、本市の利用者負担額基準額表に定める階層区分を適用して、下表に定める金額を超えない範囲内で実施保育施設が決定しますので、指定された方法で実施保育施設へお支払いください（年度途中の変更や減免制度はありません）。

利用者負担額基準額表の階層区分	基本保育料（月額）
A～D6	20,000円
D7～D13	40,000円
D14～D22	60,000円

※所得が未申告の方は最高額での決定となります。

※利用者負担額基準額表の階層区分は、「利用者負担額（0～2歳児）基準額表」（ご案内の14ページ）を参照してください。

②延長保育料

通常利用の在園児と同様、延長保育の利用が可能です。延長保育料は各保育施設で決定した料金を直接お支払いください。

③その他の利用料（実費徴収）

各保育施設では、国や市からの助成では賄えない費用（行事参加費等）を保護者から徴収する場合があります。本事業の利用者も同様となります。

（４）本事業の実施保育施設

令和5年4月1日現在

※現在、実施している施設はありません。

※今後、実施する場合は、市ホームページでお知らせします。

《市HPトップページ》→《暮らし・手続き》→《子育て》→《預ける》→《年度限定保育事業》

（５）利用申込みについて

①申込受付期間

利用開始希望日の前月10日（10日が保育施設の休園日の場合は直前の開所日）

②申込方法

次の書類を揃え、実施保育施設が指定する場所（連絡先へ電話で確認）へ直接提出してください。

ア 相模原市年度限定保育事業利用開始申請書

イ 子どものための教育・保育給付支給認定（変更）通知書の写し

ウ 令和5年度特定教育・保育施設、特定地域型保育事業利用調整結果通知書（利用不可）の写し

エ その他、実施保育施設が求める書類

※申請書は各実施保育施設が指定する場所で入手するか、下記よりダウンロードしてください。

《市HPトップページ》→《申請書ダウンロード》→《子育て・保育》→《年度限定保育事業利用開始申請書》

※必ず事前に希望する実施保育施設へ連絡し、保育の方針等をお聞きいただくとともに、保育を受ける上で配慮が必要な事項（アレルギー、疾病等）がありましたら各保育施設へお伝えください。

※年度限定保育事業は、年度ごとに申請が必要です。令和5年度に1歳児で本事業を利用した場合、令和6年度の認可保育所等の利用申込みを行い、再び利用不可になった場合に限り次年度の申請を行うことが出来ます。ただし、実施保育施設の受入枠や申込者数の状況によっては利用が出来ない場合もありますのでご了承ください。

（６）利用の決定について

利用申込者数が各実施保育施設の受入枠を超えた場合は、各保育施設において保育の必要性などを考慮し、利用の可否を決定します。

※保育の必要性は、「特定教育・保育施設等利用選考基準点数表」（ご案内11ページを参照）に基づきます。

※保育の必要性の確認にあたり、必要に応じて市へ提出いただいた認可保育所等の申込書類等に記載された内容を、実施保育施設へ提供させていただきますのでご了承ください。

（７）提供される保育について

本事業の利用児童に提供される保育は、期間限定であることを除き、基本的には他の児童と同様です。

【お問い合わせ先】相模原市保育課 電話：042-769-8340